

子宮頸がんワクチン接種事業の精査・検証及び子宮頸がん検診受診率  
向上を求める意見書

ヒトパピローマウィルス（HPV）感染症予防ワクチン、いわゆる子宮頸がんワクチンは、2013年4月より定期接種となりました。

しかし、この「子宮頸がんワクチン」と呼ばれている「サーバリックス」「ガーダシル」を接種した後の副反応事例が全国で多数発症しています。5月16日に開催された厚生労働省厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会における副反応報告は1968件にのぼり、他のワクチンに比べ高率となっています。

また、新発のワクチンと副反応の因果関係を立証することは難しく、補償を受けることは大変困難な状況であります。本年3月に報道された杉並区のように接種を行った地方自治体が補償しなければならない現状も、改善しなければならないと考えます。

子宮頸がんは、検診により早期発見早期治療が可能ですが、日本の検診受診率は約20%です。欧米先進国が70%から85%に達しているのと対照的です。英国では最近検診受診率を向上させて、子宮頸がん死亡率を下げることに成功しています。このようなことを考えれば、検診受診率を高めていくことが極めて重要になっていきます。

よって、子宮頸がんワクチン接種事業について、以下の4点を求めます。

1. 全国で重篤な副反応が発生している現状を重く受け止め、副反応に対しての徹底した検証をおこなうこと。
2. ワクチン接種を希望する方に対する副反応に対しての十分かつ丁寧な説明を実施すること。
3. 副反応被害者の立場に立った速やかな補償、並びに相談事業の拡充をすること。
4. 子宮頸がんは、検診により早期発見早期治療が可能であることから、若い世代が受診しやすい検診体制の工夫と充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

（議決日）平成25年6月19日

（送付日）平成25年6月21日

（送付先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣